

自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1. 名 称：鷹巣技術専門校自家用電気工作物保安管理業務委託
2. 場 所：秋田県立鷹巣技術専門校（秋田県北秋田市綴子字街道下191番地）
3. 委託期間：令和8年4月1日から同9年3月31日まで
4. 需要設備

- (1) 設備容量 500kVA
- (2) 受電電圧 6,600V

5. 業務内容：電気事業法第42条の規定により定めた保安規程に基づき、次の保安管理業務を実施するものとする。

- (1) 定期点検（月次点検及び年次点検）

ア. 月次点検（月1回。主として設備が運転中の状態において行う点検）
(外観点検で確認する設備)

- ①引込設備
- ②受電設備
- ③受・配電盤
- ④接地工事
- ⑤構造物
- ⑥負荷設備

(測定で確認する内容)

- ①設備電圧、負荷電流の測定により電圧値の適否及び過負荷等を確認
- ②B種接地に係る漏れ電流の測定により低圧回路の絶縁状態を確認
- ③高圧機器本体及び接続部等の温度測定により過熱を確認

- イ. 年次点検（年1回）

停電により設備を停止状態にして行うもので、月次点検の内容に加え、原則として年に1回、次の各号の確認を行う。実施の日時は、委託者と受託者とで協議のうえ決定するものとする。

- ①低圧電路及び高圧電路の絶縁状態が技術基準を満たしていることを確認
- ②接地抵抗が技術基準を満たしていることを確認
- ③保護継電器の動作特性及び連動動作試験の結果が正常であることを確認

- (2) 臨時点検（事故発生時等、必要の都度実施）

- ①不良箇所改修の指導及び助言
- ②事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導
- ③電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導
- ④電気関係法令に基づく立ち入り検査の立会

- (3) 本契約により発生する電気関係法令に基づく主務官庁への届出書類等の作成及び手続きについて指導を行うこと。

6. 提出を要する書類及び時期

5の各項各号に定める行為を行ったときは、すみやかにその内容を記した書面（様式は任意）を提出すること。